

○ 用語等の説明

1. 表章記号の規約

・計数のない場合	—
・計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
・統計項目があり得ない場合	.
・比率が微小(0.05未満)の場合	0.0
・減少数又は減少率を意味する場合	△

※この概況に掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

2. 人口動態統計（出生、死亡、死産、婚姻、離婚）

(1) 対象

- ①出生、死亡、死産は、日本に住所を有する日本人について、日本に於いて当該年次中に発生したものを対象としている。
- ②出生は子の住所、死亡は死亡した人の住所、死産は死産があった時の母の住所で集計した。
- ③婚姻、離婚は、夫婦の双方またはいずれか一方が日本人であるものについて、日本において当該年次中に届出られたものを対象とした。
- ④婚姻は届出時の夫の住所、離婚は別居する前の住所で集計した。

(2) 用語の説明

①自然増加	出生数から死亡数を減じたもの
②乳児死亡	生後1年未満の死亡
③新生児死亡	生後4週(28日)未満の死亡
④早期新生児死亡	生後1週(7日)未満の死亡
⑤死産	妊娠満12週以後の死児の出産
⑥周産期死亡	妊娠満22週(平成6年までは満28週)以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

(3) 比率の説明

$$\text{①出生・死亡・自然増加・婚姻・離婚率} = \frac{\text{年間の事件数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000$$

○衛生状態、人口構成などを含めた包括的な比率であって、例えば死亡率でいえば、実際にその人口が死亡において失われる程度を示すものとしての意義を持つ。

$$\text{②死産率 (自然死産率・人工死産率)} = \frac{\text{年間の死産 (自然・人工) 数}}{\text{年間の出産 (出生+死産) 数}} \times 1,000$$

$$\text{③乳児死亡率} = \frac{\text{年間の乳児 (新生児・早期新生児) 死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{④周産期死亡率} = \frac{\text{年間妊娠満22週以後の死産数 + 年間早期新生児死亡数}}{\text{年間出生数 + 年間妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

$$\text{⑤母の年齢階級別出生率} = \frac{\text{ある年齢階級の母の生んだ子の数}}{\text{10月1日現在のある年齢階級の女子人口}} \times 1,000$$

○この場合の女子人口はWHOでは妊娠可能な年齢(再生産年齢)を15~49歳に限定している。このように分母に女子人口、妊娠可能年齢女子人口などの特定の集団を用いるのを特殊出生率という。

$$\textcircled{⑥} \text{出生順位別出生率} = \frac{\text{同じ母親から出産（出生+妊娠満22週以降の死産）した順位出生数}}{15歳～49歳女子人口} \times 1,000$$

$$\textcircled{⑦} \text{合計特殊出生率} = \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \text{ の } 15\text{歳} \sim 49\text{歳までの合計}$$

○15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計した値で、1人の女子がその年次の年齢別出生率で生むと仮定した場合の、一生の間に生む平均子ども数を表す。

$$\textcircled{⑧} \text{死因別死亡率} = \frac{\text{年間死因別死亡数}}{10月1日現在人口} \times 100,000$$

$$\textcircled{⑨} \text{死因別乳児・新生児死亡率} = \frac{\text{年間死因別事件数}}{\text{年間出生数}} \times 100,000$$

$$\textcircled{⑩} \text{年齢階級別死亡率} = \frac{\text{ある年齢階級の死亡数}}{\text{ある年齢階級の人口}} \times 1,000 \text{ (死因別は} \times 100,000\text{)}$$

$$\textcircled{⑪} \text{年齢調整死亡率} = \frac{\text{観察集団の各年齢} \times \text{基準となる人口集団の}}{\text{（年齢階級）の死亡率} \times \text{各年齢（年齢階級）の人口}} \text{ の総和} \\ \text{基準になる人口集団の総人口}$$

○年齢構成が著しく異なる人口集団の間での死亡率や特定の年齢層に偏在する死因別死亡率などについて、その年齢構成の差を取り除いて比較する場合に用いる。基準人口としては昭和60年モデル人口を用いている。なお、観察集団の各年齢（年齢階級）の死亡率は、1000倍されたものであるが、死因別に観察をする場合には、通常100,000倍にする。

⑫標準化死亡比 (standardized mortality ratio: SMR)

$$SMR = \frac{\text{観察集団の現実の死亡数}}{(\text{基準となる人口集団の年齢別死亡率} \times \text{観察集団の年齢別人口}) \text{ の総和}} \times 100$$

○年齢構成の差異を基準の死亡率で調整し、調整した値の現実の死亡数に対する比である。主に小地域の比較に用いる。

※平成24年人口動態の率算出に用いた人口は、総務省統計局「平成24年10月1日現在推計人口」の都道府県・男女別人口（日本人人口）、県計以外については県統計調査課「平成24年版熊本県の人口」の年齢階級別人口、市町村別人口等（外国人を含む人口）である。

3. 医療統計

(1) 用語の説明

〔医療施設の種類〕

- ①病院 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するものをいう。
- ②一般診療所 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。

③歯科診療所 歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。

[病院の種類]

- ①精神病院 精神病床のみを有する病院をいう。
- ②結核療養所 結核病床のみを有する病院をいう。
- ③一般病院 上記以外の病院（平成10年までは伝染病院も除く。）をいう。
- ④地域医療支援病院 他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また、他医療機関の医師等医療従事者が診療、研究又は研修を行う体制並びに救急医療を提供し得る病院として知事が承認した病院（医療法第4条）
- ⑤医育機関 「学校教育法」において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究所付属病院も含む。

[病床の種類]

- ①精神病床 精神疾患を有する者を入院させるための病床をいう。
- ②感染症病床 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症、二類感染症（結核を除く。）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床をいう。
- ③結核病床 結核の患者を入院させるための病床をいう。
- ④療養病床 病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床をいう。
- ⑤一般病床 精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床をいう。
- ⑥介護療養病床 療養病床のうち、「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法」に規定する都道府県知事の指定介護療養型医療施設としての指定に係る病床

※「療養病床」の数値は、「介護療養病床」を含んでいる。

[開設者]

- ①国 厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、国立高度専門医療研究センター、その他
※独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康福祉機構は、各々の法律により医療法の適用については国とみなされている。
- ②公的医療機関 都道府県、市町村、地方独立行政法人、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会
- ③社会保険関係団体 全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、船員保険会、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合、公益法人
- ④医療法人 医療法人、私立学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、その他の法人
- ⑤個人 個人
- ⑥その他 医育機関（再掲）

[公的医療機関]

「医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者を定める告示」（昭和26年厚生省告示167号）の規定に基づく施設。

[二次医療圏]

医療法の規定により都道府県において設定される区域（おおむね広域市町村圏）で、主として一般の入院医療を提供する病院の病床の整備を図るべき区域

[救急告示]

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定に基づき、救急病院・救急診療所として都道府県知事より告示された施設をいう。

[救急医療体制]

①初期救急医療体制（初期救急医療施設）

比較的軽症な急病患者の診療を受け持つ休日・夜間急患センターと地区医師会の会員が当番制で診療を行う在宅当番医制をいう。

②入院を要する救急医療体制（第二次救急医療施設）

精神科救急を含む24時間耐性の救急病院、病院群輪番制方式による施設をいう。

③救急救命センター（第三次救急医療施設）

高度救命救急センターを含む。

④体制なし

救急医療体制がない施設をいう。

[医療安全体制]

①医療安全体制（全般）

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の11の規定に基づいて設けている、医療の安全管理の責任者。

②院内感染防止対策

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の11第2項第1号の規定に基づいて設けている、院内感染対策の責任者。

③医療機器安全管理

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の11第2項第3号イの規定に基づいて設けている、医療機器に係る安全管理の責任者。

④医薬品安全管理

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の11第2項第2号イの規定に基づいて設けている、医薬品に係る安全管理の責任者。

[在院患者]

病院の全病床及び診療所の療養病床に、毎日24時現在在院している患者をいう。

[新入院患者、退院患者]

毎月中における新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。

[外来患者]

新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が2つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取り扱う。

(2) 比率の説明

$$\text{①一日平均在院患者数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数※}} \quad \text{※平成23年は365日}$$

$$\text{②一日平均外来患者数} = \frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数※}}$$

$$\text{③病床利用率} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{ の } 1\text{月} \sim 12\text{月の合計}} \times 100$$

$$\text{④平均在院日数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

ただし、療養病床等については、次式による。

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間同一医療機関} + \text{年間退院患者数} + \text{年間同一医療機関})}$$

内の他の病床から ら移された患者数	内の他の病床へ移 された患者数
----------------------	--------------------

4. 衛生行政統計

【用語の説明】

〔精神保健福祉関係〕

①申請通報届出

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第23条から第26条の3までの規定に基づき、一般・警察官等から、精神障害者又はその疑いのある者等について、もよりの保健所長を経て都道府県知事に申請・通報又は届出がなされることをいう。

②措置入院

法第29条に基づき、2人以上の指定医が診察した結果、その者が精神障害者であり、かつ入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれ（自傷他害のおそれ）があることに一致した場合に、都道府県知事が国もしくは都道府県立の精神科病院又は指定病院に入院させることができる制度をいう。

③医療保護入院

法第33条に基づき、指定医または特定医師（平成19年度から）が診察した結果、精神障害者であると診断され、入院の必要があると認められた者で保護者の同意がある場合に、精神科病院の管理者が患者本人の同意がなくても精神科病院に入院させることができる制度をいう。

④精神障害者保健福祉手帳

法第45条に基づき、精神障害者が都道府県知事又は指定都市の市長に申請し、精神障害の状態にあると認められた時に交付される手帳をいう。

「1級」とは、他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度、「2級」とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活が困難な程度、「3級」とは、日常生活又は社会生活に制限を受けるか、日常生活又は社会生活に制限を加えることを必要とする程度、をいう。

⑤精神保健福祉センター

法第6条に基づき、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関であり、すべての都道府県・指定都市に設置されている。

〔栄養関係〕

①特定給食施設

健康増進法第20条第1項に規定される施設で、特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。

②その他の給食施設

健康増進法第18条第1項第2号に規定する、特定かつ多数の者に対して継続的に供給する施設のうち、「特定給食施設」に該当しない施設をいう。

〔食品衛生関係〕

食品関係営業施設

食品衛生法に規定する営業の許可を要する施設34種と、食品衛生法上の営業許可を要しないが監視又は指導の対象となる施設（この報告では11種に分類）をいい、主な施設を計上している。

〔生活衛生関係〕

①興行場

映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸等を公衆に見せ、又は聞かせる施設をいう。

②簡易宿所営業

宿泊する場所を多人数で教養する構造及び設備をもうけて行う営業(山小屋、ユースホステル、カプセルホテル等)をいう。

③下宿営業

1月以上の期間を単位として宿泊させる営業をいう。

④一般公衆浴場

当該公衆浴場の入浴料金が、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令に基づく都道府県知事の統制を受け、かつ、当該施設の配置について都道府県の条例による規制の対象にされている施設をいう。

〔特定疾患（難病）関係〕

①特定疾患医療受給者証

特定疾患治療研究事業の対象者（軽快者を除く。）として認定された者に交付される。

②特定疾患登録者証

特定疾患治療研究事業（軽快者基準の対象である30疾患）の対象者で、軽快者として認定された者に交付される。

5. 健康増進統計

【用語の説明】

老人保健法の改正により、これまで市区町村が担ってきた老人保健事業のうち、医療保険者に義務づけられない事業は、市区町村が健康増進法に基づき実施することとなった。

健康増進事業の対象者は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者（職域等においてこれらの事業に相当する事業の対象となる場合を除く。）をいう。

なお、介護保険法の改正に伴う地域支援事業の創設（平成18年4月1日施行）により、65歳以上の「健康教育」、「健康相談」、「機能訓練」、「訪問指導」、「介護家族健康教育」及び「介護家族健康相談」は、地域支援事業で実施のため、平成18年度より対象者を変更した。

①健康手帳

40歳以上の者に特定検診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療に資することを目的として交付するものをいう。

②健康診査

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳以上74歳以下の特定健康診査非対象者及び75歳以上の生活保護世帯に属する者等を対象として行う生活習慣病予防に着目した健康診査をいう。

③歯周病疾患検診

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳、50歳、60歳及び70歳の者を対象として行う問診及び歯周組織検査をいう。

なお、平成17年度から対象年齢を拡大した。（40歳及び50歳→40歳、50歳、60歳及び70歳）

④骨粗鬆症検診

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性を対象として行う問診及び骨量測定をいう。

なお、平成17年度から対象年齢を拡大した。（40歳及び70歳の女性→40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性）

⑤健康教育

健康教育は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、心身の健康についての自覚を高め、かつ、心身の健康に関する知識を普及啓発するために行われる指導及び教育をいう。

⑥健康相談

健康相談は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、心身の健康に関し、相談に応じて行われる指導及び助言をいう。

⑦重点健康相談

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、心身の健康に関し、重点課題とされる「高血圧」、「脂質異常症」、「糖尿病」、「歯周疾患」、「骨粗鬆症」及び「病態別」のうち、市区町村が地域の実情等を勘案し、課題を選定し医師、歯科医師、保健師等を担当者として行う、健康に関する指導及び助言をいう。

⑧機能訓練

機能訓練は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、疾病、負傷等により心身の機能が低下している者に対し、その維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる訓練をいう。

⑨訪問指導

訪問指導は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者について、保健師その他の者を訪問させて行われる指導をいう。

⑩がん検診

がん検診は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(平成20年3月健康局長通知)」に基づき実施されている。

- ・胃がん検診 対象 40歳以上の男女

問診及び胃部エックス線検査

- ・肺がん検診 対象 40歳以上の男女

問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診

なお、受診率算出のための「受診者数」は次のとおりである。

平成15～19年度 「胸部エックス線検査のみ」と「喀痰細胞診のみ」と「胸部エックス線検査及び喀痰細胞診」の合計

平成20年度以降 「胸部エックス線検査」

- ・大腸がん検診 対象 40歳以上の男女

問診及び便潜血検査

- ・子宮がん検診 対象 平成16年度以降 20歳以上の女

受診間隔 平成16年度以降 2年に1度

問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコープ検査
医師が必要と認める者に対しては、子宮体部の細胞診（子宮内膜細胞診）

なお、受診率算出のための「受診者数」は次のとおりである。

平成17年度以降 「頸部」

- ・乳がん検診 対象 平成16年度以降 40歳以上の女

受診間隔 平成16年度以降 2年に1度

問診、並びに視触診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）

なお、受診率算出のための「受診者数」は次のとおりである。

平成18年度以降 「視触診方式及びマンモグラフィ」

⑪がん検診受診率

- ・胃がん、肺がん及び大腸がん

受診率 = (受診者数／対象者数) × 100

- ・子宮がん及び乳がん（平成18年度「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正に伴い、平成17年度から受診率の算出方法を変更している。）

受診率 = (前年度の受診者数 + 当該年度の受診者数 - 2年連続の受診者数) / (当該年度の対象者数) × 100

⑫精密検査受診率

(要精密検査者数 - 精密検査受診者数 - 精密検査未把握者数) / 要精密検査者数 × 100

⑬精密検査未受診率

精密検査未受診者数 / 要精密検査者数 × 100

⑭精密検査未把握率

精密検査未把握者数 / 要精密検査者数 × 100

⑮肝炎ウイルス検診

肝炎ウイルス検診は、当該市区町村の区域内に居住地を有する当該年度に満40歳となる者及び満41歳以上となる者であって過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない希望者を対象とした、B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査をいう。

6. 地域保健統計

【用語の説明】

①妊婦

妊娠中の女子をいう。

②産婦

分娩後1年以内の女子をいう。

③乳児

満1歳未満の者をいう。

④幼児

満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

⑤新生児

生後28日未満の乳児をいう。

⑥未熟児

身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

⑦デイ・ケア

医学的な管理のもとに行う、作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活指導等をいう。

⑧ひきこもり

本報告では、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態にある7歳から49歳までの者をいう。

⑨衛生教育

本報告では、地域保健に関する思想の普及及び地域住民の健康の保持及び増進を目的として、一般住民の集団又は特定集団に対して行うものをいう。